

湯河原町告示第49号

湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

湯河原町長 内 藤 喜 文



湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊税の特別徴収義務者に対し、特別徴収に係る事務負担に報い、併せて納期内納入の意欲の高揚を図るため、湯河原町宿泊税特別徴収交付金(以下「交付金」という。)を交付することに関し、湯河原町補助金等交付規則(昭和43年湯河原町規則第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、湯河原町宿泊税条例(令和7年湯河原町条例第16号。以下「条例」という。)で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 納入期限 条例第10条第1項に規定する申告納入の期限(同条第2項の規定による承認を受けた場合にあつては、同項に規定する期限)をいう。
- (2) 申告納入 条例第10条第1項に規定する納入申告書の提出及び当該申告に係る納入金の納入をいう。

(算定対象期間)

第3条 交付金の算定の対象となる期間(以下「算定対象期間」という。)は、交付金の交付を受けようとする会計年度(以下「交付金受給年度」という。)の前年度の3月から起算して過去12月間とする。

(交付対象者等)

第4条 交付金は、次に掲げる要件を全て満たす者に交付するものとする。

- (1) 宿泊施設を町内に設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業を行っていること。
- (2) 条例第8条第1項の規定により、同項の申告書を町長に提出していること。

- (3) 湯河原町暴力団排除条例(平成23年湯河原町条例第13号)第2条第4号及び第5号に規定する暴力団員等及び暴力団経営支配法人等に該当しないこと。

(交付額)

第5条 交付金の交付額は、算定対象期間において徴収した宿泊税(その納入期限までに条例10条第1項に規定する納入申告書を提出し、当該申告に係る納入金の全額を納入したものに限る。)の合計額に1,000分の30を乗じて得た額とし、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

- 2 前項に規定する交付額の算定は、宿泊施設ごとに行う。ただし、湯河原町宿泊税条例施行規則(令和8年湯河原町規則第1号)第8条第2項ただし書の規定により町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(過誤納金等の取扱い)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、これらに係る差額を加算し、又は控除した額により前条の算定を行うことができる。ただし、当該差額を加算は、当該差額に係る宿泊税が納入期限までに納入されたときに限るものとする。

- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第17条の規定により過誤納金を還付したとき。  
(2) 法第17条の2第1項の規定により過誤納金を充当したとき。  
(3) 法第733条の16第1項又は第3項の規定により税額が更正されたとき。

- 2 町長は、宿泊税について法第733条の18第1項の規定による過少申告加算金又は法第733条の19第1項の規定による重加算金を徴収すべき事由があると認めるときは、交付金の全部又は一部を交付しないものとする。

(交付申請)

第7条 交付金の交付を申請しようとする交付対象者(以下「申請者」という。)は、交付金受給年度の6月末までに町長に対し、湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付申請書兼請求書(様式第1号)を提出しなければならない。

(交付決定及び額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付を決定したときは、交付すべき交付金の額を確定し、湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。  
(2) 偽りその他不正な手段により交付金の交付決定を受けたとき。  
2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付金が交付されているときは、当該交付金を受けた者から当該交付金を返還させるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。



様式第2号(第8条関係)

第 年 月 日

様

湯河原町長 印

湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった湯河原町宿泊税特別徴収交付金について、次のとおり決定しましたので、湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付要綱第8条の規定により通知します。

区 分	<input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 不交付	
宿泊施設	所在地	
	名称	
	指定番号	
交付決定額	円	
振込年月日	年 月 日	
不交付理由		

様式第3号(第9条関係)

第 年 月 号  
年 月 日

様

湯河原町長 印

湯河原町宿泊税特別徴収交付金交付決定取消通知書

年 月 日付で交付決定しました交付金については、次の理由により取り消しましたので、通知します。

取 消 理 由	
---------	--